

# 令和7年（行ケ）第10023号 審決取消請求事件・判決評釈

進歩性判断における「予想外の効果」を認めた無効不成立審決が取り消された事例

知的財産高等裁判所第3部・令和8年4月16日判決

ChatGPT-5.5 Pro

作成日：2026年5月26日

## 要旨

本件は、特許第4974971号「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」について、請求項1及び6の進歩性が争われ、特許庁が無効審判請求を不成立とした審決を、知財高裁が取り消した事案である。判決日は令和8年4月16日、事件番号は令和7年（行ケ）第10023号であり、主文は、無効2023-800048号事件について令和7年2月10日にされた審決の取消しである（判決1頁）。<sup>[1]</sup>

本件の中心論点は、甲1発明に甲2記載のトリアジン系紫外線吸収剤、特に化合物K・O・Pを適用する動機付けの有無と、CGL777MPAを用いた実施例に現れた濁度変化量0等の効果を、請求項全体に及ぶ「予測できない顕著な効果」として評価できるかである。裁判所公表の判決要旨も、相違点に係る構成は容易想到であり、かつ本件発明はその構成が奏するものとして当業者が予測できなかった効果を奏するとは認められない、と整理している。<sup>[1,2]</sup>

本稿の結論は、本判決を「探索契機には比較的寛容、効果立証には厳格」という近時の実務傾向を明瞭化した判決として位置付けるものである。ただし、これは単に候補物質が列挙されていれば直ちに容易想到という趣旨ではない。本件では、甲1が甲2を「本発明に適した」紫外線吸収剤の例として明示的に参照し、甲2が本件構成に該当する具体的候補を列挙し、一部を好適例とし、高い紫外線吸収能を示していたことが重なっている。<sup>[1]</sup>

項目	内容
裁判所・部	知的財産高等裁判所第3部
判決日	令和8年4月16日
事件番号	令和7年（行ケ）第10023号
対象審決	無効2023-800048号・令和7年2月10日審決
結論	審決取消
主な争点	甲1発明への甲2記載化合物K・O・Pの適用容易性、及び予想外の効果の成否
本稿の評価	動機付け判断では確認・検討への合理的契機を重視し、効果判断では請求項全体への代表性・因果性を厳格に要求した判決

## 1 事案の概要と手続経過

被告である株式会社日本触媒は、平成20年6月13日を出願日とし、名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする発明について特許出願をし、平成24年4月20日に特許第4974971号の設定登録を受けた。原告である株式会社カネカは、令和5年7月27日、本件特許の請求項1及び6について無効審判請求をした。特許庁は令和7年2月10日に請求不成立審決をし、原告は同年3月26日に審決取消訴訟を提起した（判決1～2頁）。<sup>[1]</sup>

請求項1は、所定の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、「ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤」とを含み、110℃以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物を対象とする。請求項6は、同様の樹脂と紫外線吸収剤とを熔融混合して当該樹脂組成物を得る製造方法である（判決2～3頁）。<sup>[1]</sup>

無効理由は、甲1（国際公開第2006/112223号）に記載された発明及び甲2（特表2002-543265号公報）に記載された技術的事項に基づく進歩性欠如であった。甲4（国際

公開第2005/109052号)は、主として効果、特にブリードアウトないし揮散性との関係で参照された。<sup>[1]</sup>

## 2 本件発明の技術的意義

本件明細書は、アクリル樹脂が紫外線を含む光に曝されると黄変して透明度が低下し得るため、紫外線吸収剤を添加する方法が知られている一方、一般的な紫外線吸収剤では、成形時の発泡、ブリードアウト、蒸散、装置汚染等が問題となると説明する。特に、主鎖に環構造を有するアクリル樹脂はT<sub>g</sub>が高く、成形温度も高くなるため、上記問題が顕在化しやすい(判決34～36頁、別紙2)。<sup>[1]</sup>

本件発明は、この問題に対し、ラクトン環構造等の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、三つのヒドロキシフェニル基をトリアジンに結合させた本件ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有し、分子量700以上である紫外線吸収剤とを組み合わせる構成を採用する。明細書上は、110℃以上という高いT<sub>g</sub>を維持しながら、高温成形時の発泡、ブリードアウト、紫外線吸収剤の蒸散を抑制することが効果として掲げられている(判決35～38頁、68～80頁)。<sup>[1]</sup>

実施例1～5では、CGL777MPAを用いた樹脂組成物からフィルムを形成し、T<sub>g</sub>、発泡性、昇華性、飛散性、濁度変化量等が測定された。表1によれば、実施例1～5はいずれも濁度変化量0であり、比較例2～4では0.1～0.3の濁度変化量が示されている(判決80頁の表1)。<sup>[1]</sup>

## 3 審決の判断構造

審決は、甲1から、ラクトン環構造を有する(メタ)アクリル系樹脂を主成分として含み、紫外線吸収剤を含む偏光子保護フィルムを形成する樹脂組成物を甲1発明Aとして認定した。その際、甲1発明Aは、厚さ80μmの偏光子保護フィルムに成形した場合に、要件a(380nmでの光線透過率30%以下)、要件b(紫外線吸収剤を含まない同一フィルムとのT<sub>g</sub>差3℃以内)、要件c(YI1.3以下)を同時に満たすものとして把握された(判決3～5頁)。<sup>[1]</sup>

審決は、甲1が甲2記載の紫外線吸収剤に言及していることを「一応の示唆」と認めつつ、甲2には多数のs-トリアジン紫外線吸収剤が記載されており、どの紫外線吸収剤が甲1の偏光子保護フィルムに適したものかを当業者が直ちに認識できないとして、甲1発明Aに甲2記載の化合物を適用する動機付けを否定した(判決6～8頁)。<sup>[1]</sup>

また、審決は、甲2段落【0068】にs-トリアジン紫外線吸収剤の具体例として化合物E～Pの12種類が記載され、そのうち化合物K・O・Pが本件発明1の紫外線吸収剤に該当すると認定した。しかし、これら化合物が甲1の要件a～cを同時に満たすことを示す記載や示唆がないとして、選択適用の動機付けを否定した(判決7頁)。<sup>[1]</sup>

効果について、審決は、本件明細書の実施例におけるCGL777MPAによって示される高温成形時の発泡なし、昇華性吸光度0、飛散性吸光度0.01以下、濁度変化量0といった結果を、相違点に係る紫外線吸収剤の採用によって奏された効果と捉えた。特に濁度変化量0について、紫外線吸収剤と熱可塑性アクリル樹脂との高い相溶性に起因するブリードアウト抑制効果として、甲1・甲2・甲4から予測し得ないと判断した(判決8～9頁)。<sup>[1]</sup>

## 4 知財高裁の判断

### 4.1 引用発明認定について

高裁は、甲1発明Aの認定自体については、概ね審決を支持した。すなわち、要件a～cは、単なる結果又は効果の記載ではなく、甲1発明の課題解決手段を画する構成的要素でもあるから、フィルムを形成する樹脂組成物の発明である甲1発明Aの構成として認定することに問題はないとした（判決38～42頁）。<sup>[1]</sup>

この点で、原告が主張した、要件a～cを外して甲1の段落[0027]に基づき「甲2記載のトリアジン系紫外線吸収剤」を直接組み込む主引用発明認定は採用されなかった。高裁は、甲1段落[0027]は紫外線吸収剤の例示にすぎず、その記載だけから甲1発明の構成として「甲2記載のトリアジン系紫外線吸収剤」を積極的・優先的に選択する必要はないとした（判決41～42頁）。<sup>[1]</sup>

### 4.2 動機付け判断について

もともと、高裁は、相違点に係る紫外線吸収剤の採用容易性については審決を覆した。出発点は、甲1段落[0027]における「上記紫外線吸収剤としては、例えば、本発明に適した任意の紫外線吸収剤を選択できる。例えば、特開2001-72782号公報や特表2002-543265号公報に記載の紫外線吸収剤が挙げられる。」との記載である。高裁は、これを、甲2記載の紫外線吸収剤を甲1発明に適用する示唆として読み、しかも甲2記載の紫外線吸収剤を「本発明に適した」とものと位置付ける記載として評価した（判決45頁）。<sup>[1]</sup>

その上で高裁は、甲2において、化合物K・O・Pが本件ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有し、分子量700以上であること、化合物K・Pが好ましいものとされること、化合物K・Oが350～400nmの紫外線範囲に $\lambda_{max}$ を有し、モル吸光係数も大きく、紫外線吸収能が高いことを重視した（判決43～46頁）。<sup>[1]</sup>

高裁の判断の核心は、当業者に要求されるのは、化合物K・O・Pを適用した場合に要件a～cを「確実に同時に満たす」とあらかじめ認識することではなく、これらを甲1発明Aに適用し、作製されるフィルムが要件a～cを満たすか確認・検討することへの動機付けで足りる、という点である（判決49～50頁、判決要旨2頁）。<sup>[1,2]</sup>

## 5 甲2の参照構造—検討結果を反映した補正点

本稿で特に補正すべき点は、甲2における12種類の化合物、好適例4種類、化学構造式、他層への直接混入、高吸収能の各根拠箇所を混同しないことである。先行稿における「甲2請求項8及び段落【0029】から、化合物K・O・Pを含む12種類の化合物が具体的に開示される」との一括表現は、段落【0029】の役割を過大に読ませるため、厳密には修正を要する。<sup>[1]</sup>

正確には、高裁判断部分では、甲2請求項8が、化合物K・O・Pを含む12種類のs-トリアジン紫外線吸収剤を列挙する根拠である。段落【0029】は、そのうち化合物K及びPを含む4種類が好ましいことを示す根拠である。段落【0028】は化合物K・O・Pを含む構造式を示し、段落【0059】は接着剤層以外のポリマーフィルム等の層に直接混入した場合にも同様の利点があることを示す。さらに段落【0067】、【0068】及び【表1】は、化合物K・Oの紫外線吸収能の高さを裏付ける（判決43～45頁）。<sup>[1]</sup>

他方、審決再掲部分では、甲2段落【0068】が、化合物E～Pの12種類の具体例の根拠として記載されている（判決7頁）。したがって、「12種類の根拠」は、審決再掲部分では段落

【0068】、高裁判断部分では請求項8として現れる。この二つの叙述レベルを分けて整理することが、引用の正確性のために重要である。<sup>[1]</sup>

甲2の箇所	高裁・審決における機能	本稿での表記上の注意
請求項8	高裁判断部分で、化合物K・O・Pを含む12種類のs-トリアジン紫外線吸収剤を列挙する根拠。	「12種類」はここに対応させる。
段落【0028】	化合物K・O・Pを含む化学構造式を示す。	分子量・骨格の理解と関連。
段落【0029】	12種類のうち、化合物K及びPを含む4種類が好ましいことを示す。	「12種類の根拠」と書かない。
段落【0059】	接着剤層だけでなく、ポリマーフィルム等の他層への直接混入にも利点があることを示す。	甲1の偏光子保護フィルムへの適用可能性を補強。
段落【0067】・【0068】・【表1】	化合物K・Oの $\lambda_{max}$ 及びモル吸光係数から高い紫外線吸収能を理解させる。	高吸収能の根拠として記載。
段落【0068】	審決再掲部分では、化合物E～Pの12種類の具体例の根拠。	審決再掲部分と高裁判断部分を区別。

## 6 阻害要因・トレードオフ主張に対する判断

被告は、化合物K・O・Pを甲1発明Aに適用すると、紫外線吸収能は高くても黄色味が強くなり、要件aと要件cを両立できないと主張した。しかし高裁は、要件a及び要件cはいずれも紫外線吸収剤単体の特性ではなく、紫外線吸収剤を含む樹脂組成物から形成されるフィルムの特性であると指摘した。したがって、紫外線吸収剤それ自体が380nmを超える波長域に吸収を示すとしても、フィルムが直ちに要件aと要件cを同時に満たし得ないことまでは意味しない（判決51～52頁）。<sup>[1]</sup>

乙1実験報告書についても、高裁は、特定のラクトン環含有アクリル樹脂とCGL777MPAを単独で添加するという限られた条件下の結果にすぎないと評価した。フィルムの透明性やYI値は、紫外線吸収剤の種類だけでなく、添加量、樹脂の種類、他の添加剤の種類・量に左右されるため、乙1実験から、化合物K・O・Pをどのように適用しても要件aと要件cを両立できないとはいえないとした（判決52～53頁）。<sup>[1]</sup>

融点についても、高裁は、フィルム製造時のロール汚れ防止が甲1の解決課題そのものとして掲げられているわけではないこと、甲1には融点110℃未満のトリアゾール系紫外線吸収剤も使用可能なものとして挙げられていることを踏まえ、化合物KやPの低融点を動機付け否定又は阻害要因とは認めなかった（判決50～51頁、58頁）。<sup>[1]</sup>

## 7 予想外の効果に関する判断

本判決の最重要部分は、効果論の処理である。高裁は、最高裁令和元年8月27日第三小法廷判決の枠組みに従い、本件発明1の効果が予測できないものであるかについて、本件優先日当時、本件発明1の構成が奏するものとして当業者が予測できなかったものか、又は当該構成から当業者が予測できた範囲を超える顕著なものかという観点から検討すべきであるとした（判決59頁）。<sup>[1,3]</sup>

審決は、特に濁度変化量0を重視した。実施例1～5では、CGL777MPAを用いたフィルムにつき、100℃で200時間放置した後の濁度変化量がいずれも0であった。これに対し、比較例2～4では0.1～0.3の濁度変化量が示されている（判決60～61頁、80頁表1）。

<sup>[1]</sup>

しかし高裁は、この効果を請求項全体に一般化することを認めなかった。実施例1～5は、いずれもCGL777MPAという同一・特定の紫外線吸収剤を用いたものである。他方、本件発明1の紫外線吸収剤は、CGL777MPAに限定されず、「本件ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有し、分子量700以上」である紫外線吸収剤を広く包含する。しかも、CGL777MPAの主成分の分子量は958であり、請求項下限の700から大きく離れている（判決61頁）。<sup>[1]</sup>

高裁は、請求項下限700が、むしろ比較例1・2の紫外線吸収剤の分子量659及び比較例4の分子量676に近接することも指摘した。そのため、分子量700以上の本件ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する紫外線吸収剤であればどのようなものでも、実施例と同じく濁度変化量0となるかは明らかではないとした（判決61～62頁）。<sup>[1]</sup>

濁度変化量以外の効果、すなわち高T<sub>g</sub>、高温成形時の発泡なし、昇華性、飛散性についても同様である。審決は、化合物K・O・Pの選択適用が容易想到ではないから、その効果も予測し得ないと述べたが、高裁は、これは結局、容易想到性判断を繰り返したにすぎないと批判した。効果論は、構成容易想到性の結論を反復するのではなく、請求項全体との因果的対応関係及び範囲的代表性を独立に検討すべきである（判決62～63頁）。<sup>[1]</sup>

## 8 理論的評価

本判決は、進歩性判断における動機付けと効果論を二段階で切り分ける点に特徴がある。第一段階の動機付け判断では、当業者に「成功の確実性」までは要求せず、甲1の橋渡し記載、甲2の具体的候補、好適例・高吸収能の記載を総合して、確認・検討へ向かう合理的契機を肯定した。<sup>[1]</sup>

第二段階の効果判断では、特定実施例に現れた良好な結果を広い請求項全体へ一般化できるかを厳格に吟味した。すなわち、効果は、単に実施例が優れていることではなく、請求項で特定された構成が奏するものとして、当業者が予測できなかった又は予測可能範囲を超える顕著なものであることが必要である。この考え方は、最高裁令和元年判決の定式及び審査基準における有利な効果の参酌の位置付けと整合する。<sup>[1,3,4]</sup>

学説上、予測できない顕著な効果については、効果を進歩性の独立要件的に把握する考え方と、構成容易想到性を推認・反証する間接事実又は二次的考慮要素として把握する考え方が議論されてきた。本判決は理論的立場を明示的に選択するものではないが、実務上は、効果が独立に検討されるべきこと、かつその証拠の射程が請求項全体に及ばなければならないことを明確に示した点で重要である。<sup>[5,6,7]</sup>

特に化学・材料分野では、効果が樹脂種、置換基、分子量、添加量、混合比、成形条件、測定条件等の複数変数に依存することが多い。本件の濁度変化量は、完成フィルムに対する100℃・200時間後の濁度測定であり、紫外線吸収剤の構造だけで決まる単純な一次効果ではない。したがって、CGL777MPAという特定品の良好な結果を、分子量700以上の広い紫外線吸収剤群全体へ拡張するには、構造的共通性だけでなく、因果機序及び境界領域のデータが必要であったといえる。<sup>[1]</sup>

## 9 実務上の示唆

出願人・特許権者側にとって、本判決の教訓は、予想外の効果に依拠する可能性がある場合、明細書段階で請求項の広さに見合う実施例・比較例を設計すべきであるという点に尽きる。例えば、分子量700以上という下限を設けるなら、下限近傍、実施例中心値、上限又は高分子量側の複数点を準備し、効果の傾向を示すことが望ましい。<sup>[1]</sup>

また、構造バリエーションの代表性も重要である。本件の請求項1は、ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造、無水マレイン酸構造から選ばれる環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂を含む。実施例がラクトン環構造に偏る場合、他の環構造でも同様の相溶性・ブリードアウト抑制が得られることを、明細書の記載又は後日データで合理的に補強できるようにしておく必要がある。<sup>[1]</sup>

無効審判請求人・攻撃側にとっては、主引用例中の「適した」「好ましい」「高性能」といった橋渡し記載を、候補物質の具体的選択に結び付けることが有効である。本件のように、主引用例が副引用例を明示的に参照し、副引用例に請求項構成に該当する具体的候補が列挙され、一部が好適例又は高性能例として位置付けられている場合、候補が多数存在しても動機付けを構成し得る。<sup>[1]</sup>

訴訟実務上は、効果論において、結果値の良さそのものよりも、効果の因果帰属、クレーム範囲への代表性、非クレーム変数の統制の有無が勝敗を左右する。本件高裁が審決の効果判断を「容易想到性判断の反復」と批判した点は、審決・審判実務にも重要である。効果論は、構成が容易想到でないことの言い換えではなく、請求項構成が奏する効果の独立した証拠評価でなければならない。<sup>[1]</sup>

局面	対応指針
明細書作成	広いクレームを予定する場合、境界値・代表構造・非代表構造を含む実施例を配置し、効果の一般化可能性を意識する。
審査・審判対応	後日データは、明細書から推論可能な効果の補強に用いる。特定実施例の結果をクレーム全域に拡張する場合は、機序説明を併せる。
無効主張	引用例間の橋渡し記載、好適例、高性能記載を抽出し、確認・検討への動機付けを構成する。
効果攻撃	実施例が特定品・特定条件に偏っていないか、クレーム下限・構造バリエーションに及ぶかを吟味する。
訴訟	「構成容易想到性」と「効果の予測困難性・顕著性」を混同しない。効果論では因果性・代表性・測定条件の統制を中心に主張立証する。

## 10 本判決の射程

本判決は、予想外の効果の主張一般を否定するものではない。むしろ、効果が適切に立証されれば進歩性判断において考慮され得ることを前提としつつ、その立証が請求項の範囲に見合うものでなければならないとした判決である。<sup>[1,3,4]</sup>

射程が及びやすいのは、化学・材料系発明において、請求項が一般式、骨格、分子量範囲、成分群等で広く規定される一方、実施例が特定市販品又は特定化合物に集中している事案である。この場合、特定実施例の優れた効果をもって請求項全体の予測困難・顕著な効果を主張するには、構造的バリエーション、境界値、機序、比較例設計による補強が必要になる。<sup>[1]</sup>

他方、引用例の組合せについては、主引用例が副引用例を明示的に参照している場合、副引用例に多数候補があることだけでは動機付けを否定する決定的事情とはならない。副引用例中に、請求項構成に該当する具体的候補が列挙され、好適例又は高性能例として位置付けられていれば、少なくとも確認・検討への動機付けが肯定されやすい。<sup>[1]</sup>

## 1 1 結論

本件判決は、甲1発明Aに甲2記載の化合物K・O・Pを適用することについて、当業者に確認・検討への動機付けがあるとし、審決の容易想到性否定判断を取り消した。また、CGL777MPAを用いた実施例に現れた濁度変化量0等の効果についても、同一・特定の紫外線吸収剤に依拠した実施例にとどまり、請求項全体に及ぶ予測困難・顕著な効果とは認められないとした。<sup>[1]</sup>

本判決の実務的意義は、進歩性判断において、動機付け段階では「試す合理的契機」を比較的広く認める一方、効果論では「請求項全体に見合う証拠の代表性」と「構成から効果への因果的対応関係」を厳格に要求した点にある。したがって、広いクレームを維持しながら予想外の効果に依拠するためには、出願時から、クレーム境界、構造的バリエーション、非クレーム変数、比較例設計、機序説明を組み込んだデータ戦略が不可欠である。<sup>[1,2]</sup>

## 引用文献・出典一覧

本文中の引用番号は、以下の文献・出典に対応する。判決本文における甲1、甲2、甲4等の証拠番号は、判決本文の表記に従った。

- [1] 知的財産高等裁判所第3部令和8年4月16日判決・令和7年（行ケ）第10023号審決取消請求事件（判決全文、裁判所公表PDF）。<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95902.pdf>
- [2] 同判決要旨（裁判所公表PDF）。[https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point\\_pdf-95902.pdf](https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95902.pdf)
- [3] 最高裁判所第三小法廷令和元年8月27日判決・平成30年（行ヒ）第69号・裁判集民事262号51頁（いわゆる「局所的眼科用処方物」事件）。
- [4] 特許庁「特許・実用新案審査基準」第III部第2章第2節「進歩性」3.2.1(1)「引用発明と比較した有利な効果の参酌」。  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/03\\_0202bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf)
- [5] 特許庁「進歩性判断における予測できない顕著な効果に関する調査研究報告書」（令和元年度産業財産権制度問題調査研究報告書、2020年）。[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020\\_06\\_zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_06_zentai.pdf)
- [6] 岡田吉美「発明の進歩性の評価における効果の位置づけの考察」特許研究69号（2020年）、INPIT掲載版。<https://www.inpit.go.jp/content/100870233.pdf>
- [7] 大鷹一郎「発明の進歩性の判断における『効果』に関する考察」日本弁理士会電子図書館掲載論文。  
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4446>
- [8] 知的財産高等裁判所令和7年3月4日判決・令和6年（ネ）第10026号特許権侵害差止等請求控訴事件（同一特許の関連侵害訴訟）。<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93860.pdf>
- [9] 甲1：国際公開第2006/112223号（判決別紙3に主要記載が再掲されている。）。
- [10] 甲2：特表2002-543265号公報（判決別紙4に主要記載が再掲されている。）。
- [11] 甲4：国際公開第2005/109052号（効果、とくにブリードアウト又は揮散性との関係で参照された文献）。

補注：本稿は、判決全文及び判決要旨を主たる一次資料とし、外部文献は法理整理及び実務的示唆を補うために引用した。特に甲2の段落対応については、判決中の「審決再掲部分」と「高裁判断部分」の叙述レベルを区別し、12種類の化合物の根拠と好適例4種類の根拠を分けて記載した。